

未来を見据えたりスク管理

—相続対策と事業承継—

東京科学機器協会
経営者セミナー
Vol.1

東京科学機器協会とフジサンケイビジネスアイは、「相続対策と事業承継」をテーマにした、第1回の経営者セミナー「未来を見据えたりスク管理」(特別協賛・三井住友信託銀行、協力・東京商工会議所)を2月13日、東京・大手町のサンケイプラザで開催した。セミナーでは、中小企業経営者にとって大きな課題となっている事業引き継ぎと相続対策について専門家が講演した。同協会の経済委員会では今後も直面する経営課題を克服するためのセミナーをシリーズ化して開催していく方針だ。

中小企業における事業継続の課題と諸施策

東京商工会議所 中小企業部中小企業相談センター 大野靖二氏

2006年の中小企業白書では、年間の廃業社数約29万社のうち、後継者不在を第一の理由とした廃業は約7万社にのぼるとの記載があり、仮に従業員の平均を5人とすると、失われる雇用は約35万人と推計されます。また、09年に東商が実施した事業承継のアンケートでは、約35%が後継者不在または自身の代での廃業を考えていると回答しています。回答者の平均年齢は約64歳と非常に高く、これらの数値は中小企業の後継者難が確実に進行している実態を表しています。

また、これまで中小企業は子息へ承継する割合が高かったのですが、近年、その割合は20年前の半数に減り、親族外への承継が大幅に増えています。多くの経営者が従業員や第三者(M&A)への承継方法を検討しているというのが昨今の事業承継の特徴といえます。



事業承継は他の経営課題に比べて先送りしやすいテーマであるため、状況が悪くなるまで外部のアドバイスが入りにくい問題です。ただし、全ての中小企業がいつか必ず直面する問題ですので、専門家の力を借りながら事業承継計画を立案し、早めに対策を行うことが重要です。

M&Aの効果と課題

東京都事業引継ぎ支援センターサブマネージャー 竹内寛暁氏

事業承継の方法は大きく変化しています。20年以上前は9割近くが息子や娘婿等が後を継ぐ親族内承継でしたが、直近ではその割合が4割程度になっていると考えられています。その分、良い技術や顧客を持ちながら清算・廃業してしまうケース、また従業員(MBO)や第三者(M&A)に譲渡するといったケースが増えています。

親族内承継が減少している要因として、会社を継ぐ際の経済的メリットが乏しくなっていることがあげられます。ここ5年でもリーマンショック、震災などで業績が低迷している会社が多く、財務内容が悪化、役員報酬も減少、さらに先行きも不安といった状況では無理ありません。また業績も良く経済的メリットが十分にある会社であったとしても、価値観の変化もあり、親族が継がないという会社も増えています。

親族内承継が難しいとなると、従業員となるのですが、現実には会社の個人保証、株の買い取り資金などがネックとなり難しいケースも多くあります。

残された選択肢としてM&Aによる承継が浮上してきます。良い相手さえ見つければという前提はつくものの、後継者問題の解決と創業者利潤の獲得が同時に実現でき、従業員の雇用が維持され、担保・個人保証も解除されるといったメリットがあります。



M&Aを支援する機関は主にM&Aの仲介会社、地域金融機関などですが、少なくとも500万円、1000万円程度の費用が掛かります。したがって財務内容が芳しくなく株価がほとんどつかない会社や小規模な会社については手数料の問題がネックでM&Aが進まないという状況にあります。

東京都事業引継ぎ支援センターは、事業承継・M&Aを支援する国の事業で、中小企業M&Aに精通した専門家が民間では取り組みが難しいような小規模の企業のM&Aについても支援しています。年間300社以上の企業様から事業承継、M&Aに関するご相談をお受けしています。当センターの活動を通じて本来必要のない清算廃業を減らし、価値ある会社(事業)の次世代への引き継ぎを支援していきたいと考えています。



直面する経営課題だけに会場は熱気に包まれた

事業承継対策について

三井住友信託銀行 プライベートバンキング部
プライベートアドバイザー 永井勝巳氏

中小企業における事業承継は、経営者の地位だけでなく、自社株式、事業用資産を後継者に集中して承継することが大切で、それがなければ経営は不安定になりかねません。

問題になるケースは、後継者への承継が遅れ経営者の高齢化が進み時代の変化への対応が遅れること。株式の分散により会社経営が混乱する、後継者の相続税負担が多額になり会社経営に影響を与え事業の縮小を余儀なくされる、などがあります。

相続税対策のポイントは、①誰に何をどれだけ残すのか遺産分割対策②相続税の納税資金は足りるのか納税資金対策③相続税を軽減する策はあるのか相続税対策—の3つの対策のバランスをとることです。

次に事業承継に利用できる種類株式などを説明します。議決権制限株式という株主総会での議決権が制限されている株式があります。遺産相続時に承継者以外の親族には、この株式を相続させれば、安定した経営を行うことができます。また、株主ごとに異なる株式もあります。これは、議決権、配当について株主ごとに異なる取り扱いができます。拒否権付株式は、特定の株主総会の決議事項に拒否権を有する株式です。

事業承継対策の手法として、生前に自社株式を移転する方法があります。後継者は金融機関からの借入金で自社株式を購入する形です。後継者個人へ売却した時は、売却益に20%の譲渡所得税と住民税がかかり、一方、後継者は借入返済が大変になる場合があります。

もうひとつ贈与という形をとることもできます。この場合の税制度は2つあり、相続時精算課税制度をとると2500万円までは非課税で、それを超えると20%の贈与税がかかります。暦年課税制度だと年間110万円までは非課税で、それを超えると最高50%の贈与税になります。現在、税制改正が予定されており、ここで示した税率は変更になる可能性があります。



ますので、ご注意ください。

いずれにしても自社株式の評価を下げることで節税につながります。配当率を引き下げ、特別配当を実施するほか、生前退職金の支給や会社分割で純資産額や含み益を減らす手法で評価を下げることもできます。また、会社合併により類似業種比準価額の割合を増やすことも可能です。自社株式の相続税評価額を毎年、把握することが大事です。

株式納税猶予制度が平成21年度の税制改正で創設されました。事業承継の円滑化を図るためです。非上場株式では、相続した自社株式(株式総数の%までの部分)の80%に対応する相続税の納税が猶予され、贈与した自社株式では贈与税の全額が納税猶予されます。

最後に相続の遺留分における民法の特例を紹介します。遺留分は相続人が一定割合の相続財産を必ず相続できる権利です。ただ、後継者への自社株式集中や後継者のインセンティブが阻害される問題があります。そこで後継者が贈与で取得した自社株式は、除外特例として遺留分算定の基礎財産から除外される、固定特例として基礎財産に参入する価額を合意時に固定する、という民法特例があります。なじみがないのですが、国も事業承継が円滑に行われることを支援しているという考えからできた特例です。